

別表「建築物に関する整備項目適用基準表」②

対象建築物	対象規模 網掛け部分が対象建築物 床面積(以上～未満) ※※※ 500㎡ 1,000㎡ 2,000㎡ 3,000㎡ 5,000㎡	○☆☆▲整備項目																	施設利用者別用途一覧											
		①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧			⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭	⑮	⑯	⑰	不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する建築物	特定多数の者が利用する建築物								
		特 定 経 路 等	移 動 円 滑 化 経 路 等	出 入 口	廊 下 等	授 乳 場 所 等	階 段	傾 斜 路	ビ ジ ネス の 乗 降 機 器	エレ ベ ーター の 乗 降 機 器	の 昇 降 機 器 の 他	特 殊 な 構 造 の エ レ ベ ーター 等	便 所	ア ベ ー ジ エ ン ト	ベ ン ド ー	ペ ー チ エ	ワ ー ル ム	浴 室 又 は シャ ワ ー	の 客 室	観 覧 席 ・ 客 席			敷 地 内 の 通 路	駐 車 場	標 識	案 内 設 備	の 経 路	案 内 設 備 ま で	公 共 的 通 路	
9	共同住宅等	共同住宅	▲※	▲※	▲※	▲※	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	○	不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する建築物	特定多数の者が利用する建築物
		寄宿舎又は下宿、その他これらに類する施設	▲※	▲※	▲※	▲※	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	○		
10	福祉施設	老人ホーム、保育所、福祉ホームその他これらに類するもの					○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するもの(主として高齢者、障害者等が利用するものに限る。)	左記以外
		老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの	○																										老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの	
11	運動施設又は遊技場等	体育館、水泳場、ボート場又は遊技場				○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	体育館(一般公共の用に供されるものに限る。)、水泳場(一般公共の用に供されるものに限る。)、若しくはボート場又は遊技場	左記以外
		その他これらに類する施設				○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
12	文化施設	博物館、美術館又は図書館																												すべての施設
		その他これらに類する施設	○																											
13	公衆浴場	公衆浴場				○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		すべての施設
14	飲食店等	飲食店				○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	飲食店	キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの
		料理店	☆																											
		キャバレー、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの				○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
15	サービス店舗等	郵便局又は理髪店、クリーニング取次店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗				○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	郵便局、理髪店、クリーニング取次店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗	学習塾、華道教室、囲碁教室その他これらに類するもの
		一般ガス事業、一般電気事業、電気通信事業の用に供する営業所	☆																									一般ガス事業、一般電気事業、電気通信事業の用に供する営業所		
		学習塾、華道教室、囲碁教室その他これらに類するもの				○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
16	工業施設	工場その他これらに類する施設				○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		すべての施設
17	停車場又は発着場を構成する建築物	車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合の用に供するもの	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		すべての施設
18	自動車関連施設	自動車の停留又は駐車のための施設(一般公共の用に供されるものに限る。)				○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	自動車の停留又は駐車のための施設(一般公共の用に供されるものに限る。)	左記以外
		上記以外の自動車の停留又は駐車のための施設				○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
		自動車修理工場、自動車洗車場		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
		給油取扱所	☆																											
		自動車教習所				○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
19	公衆便所	公衆便所	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		すべての施設
20	公共用歩廊	公共用歩廊				○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		すべての施設
21	地下街	地下街その他これらに類する施設				○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		すべての施設
22	複合施設	1の項から21の項までに掲げる都市施設の複合建築物				○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	各々の用途による	各々の用途による

▲※ 30戸以上の場合のみ協議が必要
▲ 協議が必要な整備項目
▲※※ 5階建て以上の建築物のみ協議が必要
※※※ 既存建築物を改修する場合は、改修に係る部分の床面積
○ △ ☆ バリアフリー法令・東京都建築物バリアフリー条例・東京都福祉のまちづくり条例にて義務化の対象となるものは協議不要

共同住宅等に利用居室等・車いす使用者用便所・だれでもトイレ・車いす使用者用駐車施設がある場合は、そこまでの経路が移動等円滑化経路等となり、建築物(共同住宅等以外)の基準が適用される。